

平成24年 第1回 臨時会

# 田原本町議会会議録

平成24年8月3日

午前9時30分 開会

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 事務局長補佐 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 上田繁君
産業建設部長 高村吉彦君	秘書広報課長 寺田元昭君
教育長 片倉照彦君	

---

平成24年田原本町議会第1回臨時会議事日程

8月3日（金曜日）

○開　　会（午前9時30分）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○議第32号　御所・田原本環境衛生事務組合理約の一部変更について

・提案理由の説明

・質疑

・討論

・採決

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉　　会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前9時30分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成24年田原本町議会第1回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より臨時会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第1回臨時会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため、多大なご支援ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中、急遽の招集にもかかわりませずご出席を賜わり、重ねて御礼を申し上げさせていただきます。

さて、今臨時会では既にご案内のとおり御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更につきましてご審議を賜わるわけでございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

---

---

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

---

### 会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

2番、安田議員、3番、森議員、4番、永井議員、以上の3名の方をお願いいたします。

日程に入ります。

---

---

### 議第32号 御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更について

○議長（松本宗弘君） 議第32号 御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案の朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして提案理由の説明をさせていただきます。

本町の新清掃工場建設については御所市との広域化建設を目指すことから、平成23年3月、御所・田原本環境衛生事務組合を設立いたしました。同年7月、五條市より事務組合への参入申し出があり、同年11月、第4回臨時会において事務組合組織市町数が増加することにより、広域建設を目指す要因である建設費、維持管理費の負担軽減が一層図れ、今後の財政状況にも大きなプラスとなることなどから、五條市の参入について可決いただいたところであります。

このようなことから御所・田原本環境衛生事務組合組織市町に五條市を加えることによる組合規約を変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市町村の協議により、これを定めるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決賜わりますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの提案理由の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、森議員。

○3番（森 良子君） 質問させていただきます。

町民の方々は今ごみ問題に対して、とても大きな不安を抱えていらっしゃいます。

以前から「サービスの低下はない」というふうに言いながら、この前の6月議会で、清掃工場担当の参事が、御所市に清掃工場をつくと収集は午後になることもあると明言されたことに対して、とりわけ主婦の方は敏感に反応されています。

「朝出したごみが午後になるというのは困るわ」、「イヌやネコやらカラス、またネズミなどが食い散らかしたりするし、夏場などは臭いが出るし、絶対困るわ」とおっしゃっています。そして、ごみ置き場の掃除当番に当たっている人は、お勤めなどで出掛けていたら帰って来るまで、散らかったごみはそのままとなってしまう、大変不衛生な状況ですし、近隣の方との人間関係のトラブルにも発展しかねません。

今までのように、朝のうちに、午前中にごみの回収をしていただかないと、本当に困ります。その点、どうお考えですか。お聞きしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 今現在ごみの収集なんですけども、現状では1日5台、パッカー車5台で回っております。そこで平均いたしますと、今現在では5台の3往復して、約15台稼働しております。その場合につきましては、最近では午前中には収集を終えております。また、今現状で多いときもございます。例えば、連休明けとか、そういうときについては、1日3.5台、4台となった場合については、現状でも午後から収集しておる状態でございます。今までずっと午前中に終わっているということではございません。量の多いときについては昼からも収集しており

ます。今後御所へ行きましても、多ければ昼からも回るかと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） ありがとうございます。

ということは、車は、パッカー車ですね、増やさないんですか。人も増やさないんですか。その点をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 今パッカー車は現在6台ございます。6台のうち5台が可燃ごみの収集をしております、1台は不燃物の収集をしております。

今後、御所市に搬入する場合、直送となりますと時間が少々かかりますから、今後人的、物的、まあ収集車等、増になるかと思っております。増で収集する予定と思っております。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） それは具体的には何台増やすとか、何人増やすとかいうことは、計画は出てないのでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 今現在は、まだ決めておりません。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） 次に質問させていただきます。

御所市・田原本町・五條市地域循環型社会形成推進地域計画というものに、こう書いてあります。「今後は、不燃ごみ、粗大ごみについても一定の排出抑制策を施し、さらなるごみ減量化を行う」とありますが、排出抑制策というのはどういうことですか。要するに、不燃ごみ、粗大ごみは有料化するということですか。有料化にすると、ごみは出さなくなり、量が減るだろうという発想ですか。

こんなことをすると、空き地や川にごみを捨てる人がますます増えるという結果になりはしないかと、私は悪い想像をしていますが、具体的には、このやり方というのはどういうふうにするのですか。教えてください。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） まず排出ごみの抑制と言いますと、今後さらなる分別、

廃プラなり、いろいろございます。今現在では、まだ再分別はしておりませんが、今後計画的には、量を減らすにはやっぱり、さらなるごみの減量ということは廃プラ等の抑制をしていかなければならないと考えております。

また、先ほど言われました有料化なんですけども、まだこれから先のことですが、まだはっきりとは決まっております。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） 決まってないということですが、でもこれは有料化も考えておるといえることですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 考えはございますけども、先ほど言われました粗大ごみの有料化というのは、今後個人から申し込み等あれば直接そこに伺うとか、そういう収集方法も考えていかなければならない、料金も考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） びっくりしましたけれども。それは料金も考えている、個人の申し込みがあったら、そこに行くということでは、これはサービスの低下にはつながらないでしょうか。私はそう思いますけれども。

それから、もう1つだけ。町民の方々からは「ごみ問題はどうなっているの」とよく聞かれます。今回の五條市が参入するという件も、私たち議員も知らないまま、ましてや町民の方々には、初めから今までの経過もいきさつも理由も知らされないまま、事が運んでいるように思います。どうして、もっと住民に公開し十分な説明がなされていないのか、私は不思議に思えてなりません。住民の方々をもっと信頼し、意見や知恵をいただきながら、ともに進めるべきでしょう。

私たち共産党議員団は、最初からごみ清掃工場は田原本町内に建設すべきだと主張しています。長い目で見て本当に町内建設がこの町を発展させることと私は信じています。その点で町民の方々に、これからどういう説明をされていくのか、またどういう意見を聞いていかれるのか、その辺をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今議員がお述べのこととありますが、議員、先ほど提案理

由の説明でも申し上げましたように、議会で五條市の参入については可決をいただいております。これは平成23年11月のことでございますので、議員に説明がないというのは、全く議員がぼんやりしていらっしゃるせいではないかというふうに思っておるところでございます。

また、町民の皆様の説明でございますが、2元代表制をとっている本町といたしましては、議員の皆様にもまずご説明をさせていただいて、議員の皆様にも納得していただいた上で広報等媒体を通じて町民の皆様方にご説明をさせていただくというのが筋だろうというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) 待ってください。3番、森議員。(「違います、違います。今のことでちょっと」と呼ぶ者あり)

森議員、ありませんか。(「あのね、議員に対して、ぼんやりしているなんて、そんな失礼な発言で、こんなこと認めたらいけませんよ、議会として」と呼ぶ者あり)

○3番(森 良子君) 私も大変傷つけられました。そういうふうに見ておられるのかなというふうに、ちょっと町長に対して幻滅いたしました。

○議長(松本宗弘君) 質問はそれでよろしいですか。3回目の質問。

○3番(森 良子君) 質問ですか。質問というよりも町長の今のお言葉、撤回してくださいる気はないんでしょうかということを知りたいです。

○議長(松本宗弘君) 町長。

○町長(寺田典弘君) 言葉がきつかったのかどうかは知りません。しかし、この議会で説明をして皆様方で議決をいただいたんですよ。そのときにちゃんと説明をさせていただいているのに、私は聞いておりません、議員にも説明がありませんと堂々とおっしゃったのはどなたであったのか。それを私、これ以上どう説明すればいいんでしょうか。うっかりしていらっしゃったというふうに表現すればいいのか、どう表現すればいいのか知りませんが、ぼんやりと聞いていらっしゃったのかなと、その程度にしか私は理解できない。逆に私は議員としての資質を問われる、憤慨をしているところでございます。

○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩



---

午前9時50分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

次、ほかにありませんか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、五條市の参加に伴います御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更について質問をしたいと思います。

今回の五條市の参加に伴いまして、ごみ処理施設の建設費について参加をいたします2市1町の負担割合と負担金額はいくらになるのか。また、管理運営経費はいくらずつの負担になるのかご説明をいただきたいと思います。

2つ目に、五條市の参加に伴う2市1町の地元に対する協力金（地元協力金）及び環境対策費の負担金額は、それぞれいくらになるのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 6番、西川議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。ごみ処理施設の建設費につきまして、2市1町の負担割合とその負担金でございます。

建設負担金は均等割で10%でございます。また処理量割90%で、処理量割基準は支払年度の前年度1月から12月までの1年分の処理量としております。平成23年度のごみ量で算出いたしますと、施設の建設費用91億5,700万円に対しまして、田原本町では全体の約32%で29億4,000万円でございます。また、五條市は36億円でございます。御所市は26億1,000万円でございます。計91億5,700万円でございます。

次に、管理運営費でございます。これは処理量割合100%で、処理量基準といたしましても、先ほど言いましたように、支払年度の前年度1月から12月までの処理量で計算しております。施設運営費といたしまして、年間費用といたしまして6億3,400万円に対しまして、田原本町では2億300万円、五條市で2億5,400万円、御所市で1億7,700万円でございます。

次に、2点目でございます。五條市の参入に伴います2市1町の地元協力金及び環境対策費についてご説明いたします。支払年度は前年度の1月から12月までの

処理量として計算しております。

協力金といたしましては、田原本町で1億円、五條市は当初田原本町のごみ量に対しまして単価割いたしました。それに対しまして、五條市の1年間のごみ量が1万2,075トンであります。それに対しまして、1トン当たりの単価が1万円といたしまして1億2,000万円となります。協力金といたしましては、合計で2億2,000万円でございます。

環境対策費で、田原本町で1億700万円、御所市で9,300万円、これも当初御所市と田原本町、1市1町で2億円、それに対しまして、ごみ量割で計算しますと1トン当たり1万800円でございます。そこに五條市に対しまして計算いたしますと、五條市のごみ量が1万2,075トンであります。それに対しまして、1トン当たりの単価1万800円で金額は1億3,000万円となります。環境対策費合計といたしまして3億3,000万円となります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） はい、ありがとうございます。

今ご説明をいただきましたけれども、五條市が負担する協力金、地元協力金ですね、これの1億2,000万円は地元協力金という形になっておりますが、環境整備基金のほうへ回るといふふうにお聞きしておりますが、そのことについてどうなのか後でお教えいただきたいと思っております。

田原本町が負担することになっている協力金1億円、これはいったん事務組合に納入されると私は考えますが、その事務組合からの受け取り先、1億円の受け取り先は建設予定地の栗阪の自治会でしょうか、どうか。

2つ目に、環境対策費として御所市が9,300万円、田原本町が1億700万円、五條市が1億3,000万円、及び五條市の、先ほど申しました協力金のうちの1億2,000万円の合計4億5,000万円が環境対策費として計上されるわけですが、これはどの地区の環境対策に使用されるのか。その地区名をお教えいただきたいと思っております。地域名をお教えいただきたいと思っております。

3つ目に、田原本町が今回負担する協力金、環境対策費及び建設費、環境衛生費もろもろのそういった負担は、今後増えるおそれはないのでしょうか。これらの負

担について、きちんと協定書などを作成するなど明文化していただいているのかお聞きをしたい。

最後4点目、事務組合の議員が今回の規約の改定によりまして、御所市が3人、田原本町が3人、五條市が3人、計9人で協議されることとなりますけれども、例えば田原本町に不利益であると田原本町選出の議員の方が反対しても、6対3になった場合、いかに田原本町にとって不利益な事項であっても可決されることとなります。そのような事態が施設が存続するであろう今後20年から30年間の間に起こらないという保障はありません。その場合どうされるのか。

以上4点お聞きします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、西川議員のほうからご質問ありました受け取り先の問題の1点目、1億円につきましては栗阪地区自治会でございます。

それから環境対策費の受け取り先自治会でございますが、これは当初御所市・田原本町で協議したときに地元協力金1億円、環境対策費を御所市と田原本町で2億円出すというときの対象自治会は栗阪地区だけでございました。五條市が入ることによりまして、搬入経路等々で近隣の小殿地区、それから朝町地区、それぞれ自治会でございますが、該当するというので、その自治会を対象に環境対策費を支出するという形になって、合計3自治会、栗阪自治会、小殿自治会、朝町自治会の3自治会でございます。

それから3点目の協定書の提言でございますが、現在3自治会と協議をしております。まだ協定書の締結という形ではございませんが、五條市が参入することに対して3自治会ともご了解をいただきました。今細部にわたって詰めている段階でございます。きっちり一部事務組合と3自治会の間において協定を締結すると。それに基づいて地元協力金であり、環境対策費でありを一部事務組合から支出するという手続きをとる予定にしております。

それから4点目の事務組合議員、規約の改正で構成市町からそれぞれ3名ずつ出るという形になります。当然議会で議論していただくということになりますので、最終的には多数決という結果になるだろうと思いますが、その間におきましても当然事前に3市町の理事者間でも協議をさせていただきますし、当然それをそれぞれ

の議会に事前にご説明申し上げて議論していただくことになるかと思えます。

議員が懸念されているような事態が、どういうことが起こるのか、今のところ事態の想定ができないところがございますが、そのような場合、議論をしていただいて結論を導くと言うんですか、ちょっと具体的にどういうことがあるかわからないんですけども、当然妥協しなくてはならないところもあろうかと思えますけれども、それは協議の上で議論を重ねて結論を導いていくという形をとっていただけるものだと、そのように理解しています。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） はい、ありがとうございます。

今、答弁いただきましたけれども、環境対策費、これを支出する該当地区は当初栗阪地区だったわけですが、さらに小殿、朝町にも拡大したと。その理由として進入路等云々の説明がありました。もう少し詳しく、その理由についてご説明をいただきたいと思えます。

それからもう1点、万が一、今後田原本町に不利益な事態になった場合ですね、この組織から脱退するということは、いわゆる規約上から含めて可能かどうかお聞きをしたいと思えます。

2点、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 対象自治会が小殿、朝町地区まで増えたと。先ほど申しましたように、五條市が入ることによりますパッカー車等の搬入台数が増える、それからごみの焼却量が増えることによる影響が、やはり少し広がるだろうと。朝町地区は今考えております建設地域の東南のエリアになりますので、どうしても季節風の関係で、今までも影響があったところがございますが、直接接地していないという形で考えておらなかったんですけども、そういう形で若干地元から申し出がありました。話をしました。

ただ、御所市・田原本町、2市町でやるときに対象地区は栗阪地区だったという形で限定をしておりましたので、五條市が参入するに当たりまして、田原本町としては、小殿、朝町に関しては財源負担の関与はしないと。特に、従前から言っています協力金1億円、それから地元環境対策費2億円、このアップーは変えません

よと。ですから今全体で地元協力金ないし環境対策費で5億5,000万円という金額になっておりますが、増えました2億5,000万円、これはもう五條市が負担するわけですが、それをもって小殿、朝町地区への環境対策等々に充当すると。結果として出ていくのは一部事務組合ですので、お金に色はついておりませんが、理屈的な考え方はそういう形で考えております。

それから一部事務組合からの脱退の可否でございますが、結論的に申しますと、ないとは言えません。それは脱退するというのにはできないことはない。組合をつぶすということですので、つくることもできれば、つぶすことはできますので。当然、その何と云うんですかね、どういう表現をしていいのかわからない、ちょっと言葉が出ないんですけども、組合としての機能が著しく損なわれるというふうな場合においては構成員を辞するというのもないということはないだろうと思います。ただ、今は3市町で1つの事務について共同でやっという形で進んでおりますので、今の段階では、それは想定していないところでございますが、事務手続上はそういうことを行えないことはないということでございます。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい、ありがとうございました」と西川議員呼ぶ）

ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、今日は清掃工場の御所市での建設についての集中的に議論できるという機会をいただきましたので、御所市に建設した場合にどのようなことになるんだろうかと、その点が私が見えないところがたくさんあります。そういう観点から御所市に建設した場合の田原本町のごみの収集はどうなるか。そこについて詳しく説明を求めたいです。

まず確認ですが、収集車が中継地から出発しますよね。出発してごみを収集すると。集めたごみをそのまま収集車が御所市へ持ち込んで、そして御所市の清掃工場にごみをあけて田原本町へ戻ってくると。そしてその次の収集に回ると。こういうスタイルになると、これまでは聞いていました。その点はそうなるのかということを確認したいと。

それと、この御所市の輸送に当たって、配送に当たって、いろんな問題点があるだろうと。いろんな件が出てくる。それに対して、どういう対応をする予定をされ

ているのか。どこまで想像力をもって検討されているのか。そこについて答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 収集車の搬入なんですけども、御所市へ直接搬入を行います。直接搬入は行いますが、個人の持ち込み等については中間地点を設けまして、それから御所市に搬入すると、そういうことでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 行政がごみを収集するというのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物は市町村の事業とすると。町が責任をもってやらないといけないということが書いてますよね。その点では、いろんなケースがあって対応しないといけないというのは当然考えておられるだろうと思いましたが聞かせていただきました。

なかなか具体的な話は出ませんでしたので、具体的な話を聞かせていただきます。

まず、5月30日、田原本町で収集した収集車から火が出ました、燃えました。これは気がついて、積んでいるごみを道路へ放り出して、そして収集車が燃えてしまうのを防ぎました。そうですね。

このときにですね、こういう事件は参事が清掃工場の責任者のときもありましたよね。広報の中に「燃えないものは放り込まないでください」というチラシを入れましたよね。その点では、これまでも何回も出ていると思うんです。

そこで、今回5月30日の収集車が燃えた原因について、どういうことが原因で燃えたのかと。収集後どのぐらいたってから燃えたのかと。発見は早かったのか、遅かったのかと。このあたりですね。もう2カ月前の話ですので整理できていると思いますので答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 今の件でございますけれども、この件につきましては、不燃物の回収のときでございます。それにつきまして、カセットボンベが原因でございます。（「えっ？聞こえない」と吉田議員呼ぶ）

カセットボンベが原因でございます。それにつきましては、パッカー車でございますので、毎回集めてまして圧をかけてまいりますから、だんだん奥のほうへ集ま

っていくという処理がございます。そのために、集めてから5分ないし、10分たっておったと思いますけども、それから走りまして、現状的に煙が出てまいりましたので、危ないということで、職員の機転によりまして、道路上であけたら通行止め等支障がありますので、迂回して全然問題ないところであけたということがございます。それで一難が去ったということがございます。

以上でございます。（「収集から何分後にあけられたんですか」と吉田議員呼ぶ）

収集から大体5分ないし、10分ぐらい。（「いやいや、5分ないし10分で発火したと、さっきおっしゃいましたよ。それに気がついてごみを出したとおっしゃるんだから。5分から10分以上ありますでしょう、それは」と吉田議員呼ぶ）

それから先ほど言いましたように、公道から外れたところですので、そこから1分ぐらいということがございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたらですね、ごみを収集すると収集車が燃えることがあると。これはもう事実としてあったわけですから。これが、例えば田原本町で収集して、すぐ町外へ出るわけですよ。で、5分、10分となったら、もう樫原市に入っているということになるわけですけども。そういうときにですね、そういう火災を発見されたら。火災が起こったのは、いつかわかりませんが、発見がそのときになったら、どういう対応をされることができるのかと。そのときには、まあ当然、今5月に火災があったところですので、私は対応できるのかなと心配するわけですけども、京奈和の上で田原本町の車が燃えているのと違うかなと思いますが、こういう場合はどういう対応ができるんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 実はカセットボンベにつきましては、従前から皆さんのご協力いただくようにということで、この間も広報に載せまして、現場、パッカー車をあけました現状と、それと火災が起きたという現状がございます。

これにつきましては、あくまでも住民様に対しまして、失礼でございますけれども、協力していただきまして事故のない、そういう火災の起こらない対応をとっていただくのは、これは本来の義務ではないかと思っておりますので、それを徹底的にやっ

ていきたいと思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、対策はないということですよ。参事がこの責任者のときは、ライターが原因で発火しましたよね。ですから普通の燃えるごみの収集のときも、この火災の可能性があると。

私はね、今言ったのは道路上で火災が発生したらどうかということだけを言っているんですけども、例えばですね、道路上で火災が発生すると、そうしたらその車は使えませんよね。戻ってきて次に収集できませんよね。そういうことも入れて、どう考えておられるのかということを知っているわけです。

ですから、今回は収集したごみを直接御所市へ放り込むと、帰ってこなかったら次に収集できないわけですよ。1日3回、多いときは5回、回っているとさっき答弁されましたよね。1回目にそれが発生したら、2回目、3回目、4回目って回れないじゃないですか。そういう体制はどう考えておられるんですか。全然、御所市へつくと考えている方からは、そういう内容の答弁はなかったわけですよ。実際に火災も起こっているんですからね、起こる可能性があるわけですからね、そこはどう考えておられるのかと。その想像力を、ぜひちょっとここで披露していただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、議員のほうから火災時の対応はどうかという形で、これは通常、現状でも起こり得ることでございますので、田原本町内で収集し、田原本町の西竹田に搬送する場合においても、当然火災が発生すれば、そのパッカー車を、まあ程度によりますけども、被害が大であれば使用不可になりますということでございます。

現状、先ほど森議員の質問にも参事からございましたけれども、稼働パッカー車が5台でございます、所有パッカー車が6台ございます。1台は不燃ごみに充当しておりますけれども、一時的にそれを代替する。時間がかかるようでしたら、前の場合でも、火災があった場合は一時借り入れて対応すると。その日、直ちには無理ですけども、直ちには予備にあるパッカー車を使うと。時間がかかる場合は借り



入れ、レンタルする形で対応するという形で、収集業務に支障のないような形では今も対応しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の答弁が本当にそれができるのかというところを、ちょっともう1つ追及していきたいと思います。

昨年の4月13日に、これは大和郡山市のところで工場が焼ける火事がありましたよね。工場が焼けて、京奈和自動車道が通行止めになったんですよね。通行止めになった場合は乗っている車は下りられないですよね。1台だけが巻き込まれるとは限りませんよね。次々と御所市へ向かって出発するわけです。京奈和自動車道で通行止めになった場合、御所市にも到着できない、田原本町にも帰ってこれないという事態が発生する可能性がありますよね。その点については、どのような予測をし、どのような対策を組んでおられるのか、答弁してください。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 確かに自動車専用道におる場合において、なかなかそこから待避するというのは通行の関係もあって難しいと思います。今、田原本・御所間の間で自動車専用道になるところは、国道165号バイパスから以南でございます。その他は側道でございますので、待避できるというところでございます。

今、吉田議員おっしゃるように、国道24号の自動車専用部、国道24号バイパス、京奈和道の自動車専用部において火災等が起こった場合どうするのかということ。確かにその時点で、そこに運悪く滞留しておれば、そのパッカー車は移動できないということになると思います。そういう緊急事態においては、確かに直ちに対応できるというのは難しゅうございますけれども、まあそこに5台とも滞留しているかどうかというのは問題でございますけれども、できるだけ予備のパッカー車を使いながら対応していくと。

今後先ほど森議員に参事のほうからも回答させていただきましたけれども、収集体制、現行体制を崩さないような形で、車の増などを検討しながら対応していくと答弁しましたけれども、今ある5台を数台、若干増やすことによって対応していくということを考えております。

今、レアなケースとして吉田議員のおっしゃったケースがないとは申せませんの

で、直ちにそれをどうこうというシミュレーションは今しておりませんが、現行の体制で予備のパッカー車等を活用しながら対応していきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 非常に私は想像力が乏しいなと思うんですね。なぜか言ったら、予備の車を動かすためには予備の運転手が要るわけですよ。そこもカバーしないといけないし。私は一番最初に言ったんですよ。この輸送に当たってどういうトラブルがあった場合、どう対応するかという本当に考えておられるのかということ聞いたんです。

もう1つ聞きますけどもね。京奈和自動車道には通行制限があるんですよ。それは気象条件によって通行できないときがあるんです。どんなときかと言ったら、大雨が降ったとき、これは時間雨量が40ミリを超えた場合、京奈和自動車道は通行できません。それから連続雨量が150ミリを超えた場合はできません。また積雪があった場合はできません。

先ほど事故の、この前の工場の火事のことを言いましたけども、そういう通行止めになったら下の道路というのは混むんですよ。思うように進まないわけですよ。そういう場合にどういう収集されるのか。

今ね、大雨洪水警報が出て、積雪があっても、町内ですから対応されていますよね。よっぽどでない限りは、今日は収集しないということはされてないですけども。例えば田原本町に雪がなかったら、御所市に雪があったら行けないということもありますよね。その場合はどう対応されるんですか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） るる議員のほうから気象条件であるとか、それから社会状況の変化とか、特に自然状況の変化に一体どういう対応するのかということでご懸念をいただいたところでございますけれども、今申しわけございませんけれども、そういう個々のケースについてシミュレーションをもってしておらないのが実情でございます。

ただ現行体制を維持するために、そのレアなケースとして、そういうのも考えられないことはないですし、当然時間雨量で40ミリを超えた場合、京奈和専用部が通れなくて、御所道路は側道がございますので、国道24号なりに迂回する、現

有道路へ回る必要がございますけれども、そういうところにも渋滞等も考えられますが、若干の時間的なロスが発生しますけれども、現行体制の中で住民サービスの低下を来さないように最大限の努力をする所存でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと角度を変えて質問しますね。

御所市に建設すると。そうしたら御所市で収集したごみ収集車が来ますよね。で、田原本町からごみを集めた車が行きますよね。五條市から来ますよね。今3つ合わせたら1日170台来るという説明を委員会のほうで聞かせていただきました。その170台がどういうふうな形で来るのかなというのをちょっと知りたいので、数字を教えてくださいんですけども。

自治体の収集車、これは市町別にどれだけ来るのかと。それと許可事業者の車両はどれだけ来るのかと。直接持ち込みの車はどれだけ来るのか。1日延べどのぐらい利用すると考えておられるのか。答弁をもらいたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 1日の持ち込み台数なんですけども、ピーク時で申しますと、まず直営が、御所市の直営で約100台でございます。田原本町で直接持ち込みが28台、ピークでございます。五條市が20台、計で150台。これが直接の持ち込みでございます。

また、許可業者でございますが、御所市で約20台、田原本町で10台、五條市のほうは、ちょっと今手持ちがございませんので数字がちょっとわかっておりません。

以上でございます。（「直接持ち込みは」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 直接持ち込み。総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 今申しました直接搬入につきましては、田原本町は中間地点から持って行きますので直通の直営しかございません。五條市も直営でございます。御所市だけが102台と言いましたが、ここには個人の持ち込みも含まれております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） その102台の中の内訳はわからないんですか。詳細までわ

からないですか。

○総務部参事（上田 繁君） 102台の中身の内訳は、ちょっと今手持ちは持っておりません。

○議長（松本宗弘君） それで構わないですか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、直接持ち込みというか、そういう意味なんですか。私、それを聞いたのはね、自治体の収集車、これがどれだけ持ち込むのかを、まず聞いたわけですよ。それから2つ目、許可業者の車両はどれだけ来ているのかと。3つ目に直接持ち込みと聞いたわけですよ。ところが自治体の持ち込みというのが、御所市が100台と言ったわけですけども、それは違うということですね。そこをまず確認しますわ。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時21分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 今言いました御所市なんですけども、直営で102台でございます。あそこは戸々収集しておりますので、台数が多いでございます。これの持ち込みについては、今現在、ちょっとこっちのほうではわかっておりません。（「そこには含まれていないの」と呼ぶ者あり）

含まれておりません。（「ないの」と呼ぶ者あり）

はい。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら今の数字を合わせますと、御所市で直接市民が持ち込む分を除いて180台ということだと思えますね。180台を1日に処理するのに、1日に30台から処理しないといけないわけですよ。

それでね、そんなにたくさんの車が来てですね、その御所市につくった場合ですね、順調に処理ができるのかと。どういう体制を組んで、この多くの台数を処理しようとしているのか。1時間30台でしょう。ですから、そのこのところの説明を

求めたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 1日に180台、約なんですけども搬入された場合、処理できるのかという話なんですけども。今後処理基本計画に基づきまして搬入台数等々いろいろ勘案いたしまして施設の動線なり等を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、御所市につくるのは決めてあるけれども、入ってくる車を処理するのは考えてないということですね、今。それでよろしいね、町長。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほどから説明していますように、量は少し忘れましてですけども、五條市のごみが一番多いんです。次に田原本町なんです。その次に御所市なんです。ところが今台数を見ていただいたらわかるように、御所市の台数がずば抜けて多いんです。ということは、どういうことかと言うと、半分想像ですけども、満タンにしないで適当なところで帰って行って、だから台数が多くなっているというふうに想像ができますのでね。これにつきましては御所市さんと今協議を行っているところなんです。要するに台数を減らしてくださいと。本来でしたら、うちは28台ですのでね、それより御所市はごみ量が少ないわけなんですよ。だからそれよりも少なくても当然なはずなんですけれども、実際にはそうはなっていない。とりあえず帰ってきたら、あけているというような今の状況だろうと想像ができますので、それを今御所市のほうに申し入れて、これから台数等々も考えてくださいと。また五條市の持ち込みの方法についても考えてくださいということで、今やっております。そういったことで、仮定の話はこれ以上するのはやめますけれども、今、十分皆様方と協議をしているところでございます。

それと確認申し上げますけれども、今日の議会で可決いただいて、初めてこれから御所市、五條市と正式に協議ができるわけなんです。これを今仮定の話ばかりをご質問されておりますけれども、これをまず可決いただいて、それから進むわけで

すので、今されていることは本日の議題には全くと言っていいほど関係がないところでございますので。

御所・田原本については、もう既に行きましょうということでご同意をいただいているわけでありますので。そちらの方向に向かっての前向いての質問を、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 非常に挑発的な答弁ありがとうございます。

あのね、おっしゃったように、御所市と田原本町は協議が進んでいるんでしょう。それであっても御所市の収集台数が多いというのは、御所市は減らすと言っておられないんでしょう、全然進んでないじゃないですか。（「いえ」と町長呼ぶ）

いや、私が言っているのはね、要するにでき上がりがどうなんだと。このでき上がりで、田原本町でつくるのとどっちがいいのかというのを比べることができないから、住民の皆さんは困っておられるわけですよ。御所市につくったらコストが安いとおっしゃいましたよね。

でもね、例えば、先ほど参事がおっしゃった総事業費9億1千万5,700万円はね、この御所市・田原本町・五條市地域循環型社会形成推進地域計画の金額と違いますでしょう。この計画にはね、9億3千万4,100万円と書いてあるわけですよ。違ってきているんです、説明が全然。その点では信頼できる数字を出してほしいし、信頼できる答弁をしていただきたい。

御所市につくったほうがいいんだと、コスト的に安い、それはあるのかわかりませんが。トータルで考えて住民サービスがどうなるのかなというのが今問われているわけですよ。そこを感じないというのは想像力のない、ぼんやりした町長と言ひ換えさせていただきますわ。それでね……。 （「今のは失礼だろ」と呼ぶ者あり）

それで聞かせていただきますけども、この地域循環計画には事業系一般廃棄物について、分別資源化に向け、啓発を周知徹底すると書いてあります。

要するにですね、業者がごみを持ち込んできたときに、そのごみが、ちゃんとしたごみが入っているか、分別されているか、それとも田原本町や御所市や五條市地域以外のところのごみが入っていないかというのを展開してますよね、田原本町ではね。こんな台数が多かって展開できるんですか。この事業系ごみを減らすという、

この書いてあることが実現できるのかということを知りたいんですけども。どうですか、この多さで。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、当然わかってきているだろうと思うけど、委員会付託はしてないからね。ですから今この臨時会で聞いてくれるのはいいけども、ちょっといろいろと資料がなくて、横へずっと行き過ぎてしまうと、自分が一番先のことを答えてもらいたいと思ったって、答えてもらえないからね。もうちょっと、この一部事務組合に対しての近い案件ですけども。ですから委員会付託はしてないのはしてないから何を聞いてくれても構わないわけです。それはわかっているわけです。あなたにも話をしたけれども。ですけども自分が最終的にきちっと答弁を求めたいと思うものは、自分の想像で物を言うものは、こちら側はわかってないわけですから。ですから、すべて100%答えられないから。（「あのね、おっしゃってましたよね、町長、最初に森議員に対して、森議員にちゃんと議会で説明したから、わからないのはぼんやりしているとおっしゃったじゃないですか。ですからね、説明しているんだったらわかっておられますよ、当然」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ですけど、自分がどこまでどんなことを答えてもらうか……。（「いやいや、違う違う。すべてのことを考えて住民に対してどうなのかを検討した結果、御所市へ行くということでしょう。ですから当然それは検討されている。そこまで検討されて当たり前の話なんですよ」と吉田議員呼ぶ）

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時30分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

町長。

○町長（寺田典弘君） 1点だけ申し上げますけれども。これは何遍も、議会でも、全協でも議論をして、私も今日聞いているのも繰り返しの質問ばかりですけども。前も言いました、単独建設、広域建設、他市町村への委託、民間への委託、どれの4つとっても0点のものはありません。でも100点のものもありません。確かにおっしゃるとおりです。一長あれば一短があります。政策・政治というのは、

私はそういうものだというふうに思います。そして長所は伸ばして、短所、悪いところはできるだけ抑えていくというのが、これが政策だというふうに思います。

だから議員がおっしゃっているように単独建設が絶対だめだと、これは私、前にも申し上げましたけども、言っていません。でも総合的に判断した場合に広域で建てたほうが良いという判断のもとで、広域のほうに私は進めさせていただいた。だから0点か100点かと、これは常に私は言いますが、そんな判断をしているわけではありませんので。どちらのほうがよりベターか、ベストがないのでね。ベストの選択というのはありませんので、よりベターな選択で、こちらを選ばせていただいた。その中で検討させていただいているのが、今言いますように、いいところはできるだけ伸ばしていこうと。そして悪いところ、サービスの低下につながるところは、できるだけ低下しないようにしていこうという考えで私たちは今動かさせていただいておりますので、その点だけは再度ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その答弁も何回も聞かせていただきました。それに対して、私も質問しました。だからいいところと悪いところをどうなんだと、個別に挙げてくださいと言ったら、町長はどう答えられたか。御所市につくったほうが建設費が安い、ランニングコストが安いだけなんです。結果的にね、この計画を見ますと収集は午後になる。粗大ごみ、それから燃えないごみを有料にすると、ここに書いてあるわけですよ。全然いいところを伸ばして悪いところを抑えるなんて書いてないわけじゃないですか。だから住民の皆さんは心配されているんじゃないですか。そこを答えていただきたいわけですよ。次に行きますよ。

中継所を田原本町につくるとおっしゃっています。予算では5,000万円というのが上がっているんですね。これまでの私の質問からすると、御所市へ直接持ち込むときに、いろんなトラブルがあるだろうし。ということは、よくわかってもらえたと思います。その点で田原本町につくる中継所はどんなものを考えておられるのかというところを、その設備や内容について説明を求めます。これはここだけの話ですので、田原本町の考えですので答えられると思いますのでお願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 従前から委員会等でもご説明しているところでございます



が、約2,000平方メートルぐらいのエリアを考えておりました、内容といたしましては、当然環境管理課、現有がございますので収集職員等の何と言うんですかね……。 (「大きな声で答えてください」と吉田議員呼ぶ)

収集職員等の執務する部屋、それから事務職員等の管理分野の部屋、それからパッカー車、それからダンプカー等の駐機、駐車場ですね、駐車施設。それから住民の方が持ち込まれます搬入ごみを一時貯留する施設等を考えております。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) ちょっとね、あやふやな表現なんで聞かせていただきますね。

燃えるごみは袋を販売していますし、その収集したときには、袋に入っていたら、そのまま収集して終わりますけども。持ち込みごみは、やっぱり測らないといけませんよね。何キロ、何トンあるのかというね。スケールというのは必要じゃないですか。考えておられないですか。

それからごみを一時的に滞留すると、滞留するとおっしゃったのかな。ごみピットは要りませんか。それから資源ごみがありますよね、資源ごみ等のストックヤードは必要じゃないですか。今の答弁になかったんですけども、どうなんですか。

○議長(松本宗弘君) 副町長。

○副町長(石本孝男君) ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでしたけども、搬入ごみですので、重量を測るスケール施設、そういうのは今つくっておりますけれども、当然設けます。それから資源ごみ等の持ち込みがございましたら、それは当然一時的に收容ですけども、回収の資源ごみにつきましては、今現行もそうですけども、直営で回収したものを直接処理業者へ持っていくという形をとっておりますので、できるだけ場内には滞留する形はとらないように、現行もやっております。

それから当然持ち込みごみの貯留施設、ごみピットという形をとるのは別にしまして、その貯留施設を場内に必要と考えております。

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) 後はね、例えば車両の駐機場とおっしゃいましたね、駐車場ですよね。車両を洗浄する設備もあろうかと思えますし。そこにはいろんな臭いも出てこようと思えますので、洗浄水の施設もつくるということかな。それと一時貯留施設はどれぐらいの規模を考えておられるのかと。当然こういうケースだろうと

いうことで考えておられると思いますけども、そこをちょっと答弁お願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） いろいろ当然車の洗車施設等々も設ける必要があることも、当然。それと持ち込みごみでございますが、大体今住民さんが持ち込むのが3トン程度でございますので、今現状が。それ程度の貯留する施設、別にそれをピットとして充てるのか、それともそれだけの置くスペースを確保するという形で考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと確認ですけども、当然だと思うんですけども、ごみの一時貯留施設、3トン程度とおっしゃいましたよね。それから、これについては臭いもありますし、いろんなことも出てこようと思いますから、それは建物内に考えておられるということですよ。外には、その臭いが出ていかない。それから車洗った水はちゃんと浄化して流すということも、ちゃんと検討されているんでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 車の水だけじゃなくて当然そこに職員がおりますので、生活雑排水も発生します。それらを踏まえながら污水处理するということは考えております。（「えっ、何をするって」と吉田議員呼ぶ）

污水处理することを考えております。（「それであれば、一時貯留施設の密閉性は」と吉田議員呼ぶ）

当然臭気でありますとか、ほかの益害虫等の対応も考えながらやっていきたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということはですね、中継地はちゃんと建物で囲われて、さらに気圧も調整して、中の空気が外へ出て行かないような形の密閉したものをつくられるということでもいいのかなと思いますが、そういうことですか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 議員の今、頭の中でお考えの施設が完全密閉性のものをお考えなのかどうかということですけども。当然その……。 （「私、考えているのと

違うんです、行政が考えているのを聞いているんです」と吉田議員呼ぶ)

いやいや、議員が今おっしゃった内容です。だから当然持ち込みのごみであるとかのエリアについては、臭気であるとか、外部の影響を受けないような感じを考えております。その中継施設すべてをパッケージで囲い込むのかということについては考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今いろいろと聞かせていただきました。その点ではね、今その中継所について3トン程度とおっしゃいました。

私はね、御所市につくる、田原本町につくるという一番大きな違いはね、田原本町にごみピットがあるかどうかなんですよ。例えばいろんな災害が発生して、臨時に対応する場合でも、今、田原本町西竹田に幸いにもごみピットがあると。そこにさえ運び込んだら次に収集に行けるという体制であるから事なきを得ているわけです。

ところが今答弁があったようにですね、3トン程度しかごみが入れられないと。3トンでしたら、要するにパッカー車1台分でしょう。1台分しかそこへ入れられないんですよ。それしかなくて、いざ御所市まで遠方を走るに当たっていろんなリスクを抱えていくと。その点では大変な問題が生じるだろうと思うんです。

特に、先ほど言いましたように、田原本町は一般廃棄物は市町村の事業とすると、責任があるわけですよ。普通のとときに何も無いのは当たり前の話ですよ。何かあったときに田原本町が対応できる体制が、今の話を聞いた中では全くないと。想像もしていない、シミュレーションもしていないという答弁ですよ。その点ではね、町長に最後に答えていただきたいですけども、長短があるといつもおっしゃいますけども、長短というのはおっしゃるんですけども、具体的な中身は全然おっしゃらないんですけども。本当に御所市でつくるのが、田原本町でつくるよりも、コスト以外ですよ、こういう具合に優れているというところがあつたら答弁を求めたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） おっしゃるとおり、確かにデメリットとして災害のときにどうするんだと、異常気象のときにどうするんだと、事故があつたときにどうするん

だと、そういうもろもろの諸条件というのも確かにあろうかと思えます。しかしながら、これだけ今交通事情が発達してきた中で、普段の中においては全く支障は生じないだろうということが1点。

それから今後そういう異常気象があったときにしても、下の道路がかなり1本ではなくて迂回する道路等々たくさんございます。そういう点も鑑みた中で御所市での建設が十分可能であるというふうに理解しております。

また、ご承知のように今度つくらせていただきますのは、24時間炉というふうになるわけでありまして。炉の大きさも少し小さくなりますけれども、ダイオキシンの発生等々も抑えられる、そして規模が大きくなることによって、環境に対する負荷も大きく変わっていくというふうに考えております。そういった点を考慮しまして、私は御所市と五條市と一緒に大きな炉をつくらせていただいて、そこで集中してさせていただくというのが、これからの行政の道であろうというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと答弁を求めてから、こんなことで言うのはあれなんですけども、住民の皆さんにとって、御所市でつくることが何がいいことなのかというのが全然ないんですね、発想がね。

ですから、このままでいったら収集が午後になりますよと。多いときは集めることができないかもわかりませんという話でしょう。あと粗大ごみや資源ごみは有料化しますよという話でしょう。何かあった場合、対応できないこともありますよということでしょう。

だから住民にとってのプラスというのは、御所市につくった場合、コスト以外に何があるのかなという答弁をいただきたいんですよ。そこをくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） さっきから申し上げておりますように、確かにそういう危険性というのをはらんでいると思います。しかしながら、その日によって昼からになることはあったとしても、収集できないとかということは、私は考えにくいというふうに思っております。

これは以前、西川議員の一般質問であって、私はもう既に答弁をさせていただいたんですけども。そのときは、人数、また収集車の台数も含めて、それは今後増や

していく検討はさせていただくと、西川議員に、私ははっきりとお答えをさせていただいたという記憶がございます。そういったところでカバーをさせていただきたいというふうに思います。その中でコスト面を考えたときに、やはり単独で建てるということは、これから先に負荷を先送りする結果になりますので、私は今の段階で広域性を鑑みて水平補完を図っていくというのが、これから行政が残っていく道だというふうに思います。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議第32号、御所・田原本環境衛生事務組規約の一部変更について反対の討論をさせていただきます。

今いろいろ質問させていただく中で田原本町の姿勢が明らかになりました。まず収集が午後になると。午後になっても積み残しはないとおっしゃいましたが、正月明けは今、1日6台、6回収集、1台当たり6回収集をやっております。例えば、ここで1時間収集して、さらに御所市まで持ち込んで、大量の収集車が来る中であけてきて帰ってくると。それを6回繰り返すことが可能かどうか大変疑問であります。その点では、収集が普通でも午後になるということは収集業務が大変厳しくなる。多いときは積み残しも出る可能性があるということが明らかになったんじゃないかと思います。

さらに今現在も収集車の増の予定だが、今現在決めていないというのが参事の答弁でした。最後、町長はいろいろと人も車も増やすとおっしゃいましたが、参事の段階では今決めていないとおっしゃってますから、今この議論の中でやっぱり増やさないといけないのかなと感じられたんじゃないかと思うわけです。

さらに、この循環地域計画には粗大ごみ有料化、燃えないごみ資源化・有料化というのも入っています。さらに、ちょっと西川議員さんの質問の中でも出ていましたけれども、環境対策費、対象地域と。副町長のほうは、栗阪、朝町、小殿とおっしゃいましたが、規約上は「その他」というのが入っているんですね。なぜ入

れる必要があるのかわかりませんが、その他からもいろんなクレームが来たら対応しようということになっていますから、今、副町長が答弁された3つだけで限定されていないということも大きな問題ではないかと思うわけであります。

田原本町にあるごみ処理場が御所市に行った場合、本当に何があるかわからない、田原本町が田原本の住民さん、事業者さんの一般廃棄物、これに対してどういう場合でも責任を果たせる、その立場が貫かれていないし、こういう不測の事態をシミュレーションしていないということは大変驚きであります。

その点で御所市に清掃工場をつくるか、それとも田原本町につくるかという判断をすることに、まずなっていない。まず御所市に清掃工場ありきということから進んでいる、この計画。田原本町の住民を代表しまして私は賛成できない。その点でも今回の一部変更について反対を表明させていただきます。

この計画は住民に負担を押しつけるだけで、住民へのサービスを一つもよくしない。このことが明らかになったと思います。その点で今回の議会以前からも町長は、一般の方には説明をしないとおっしゃってきました。なぜかと言ったら、議員さんと一緒に説明していると。議員さんが議論して採決していただいたから進んでいるんだという話をされます。

言い換えれば、議員さんに責任をみんな振っておられるというのが今の実態であります。町長のおっしゃる、ぼんやりしている議員さんに責任をみんな押しつけているということになるんじゃないでしょうか。

町長は議員に責任を転嫁するのではなく、町長が責任をもって住民の皆さんに説明して納得していただける、そういう過程を踏んでこそ、この御所市に建設という方向でいけるかどうかという話になるんじゃないかと、私は考えます。

その立場からも、今回の御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更について反対を議員さん全員がされることを望んで討論とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可を得まして、議第32号、御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更について反対の意見を述べ、討論に参加いたします。

この清掃工場建設問題は田原本町にとって、これまでの経緯から町政最大の課題

であると私は考えております。

今回提案されております御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更については、御所市では既に可決承認されております。一方、平成23年5月24日に新規に参加を申し込まれた五條市では、昨年、平成23年10月に開催されました議会の委員会では、御所・田原本環境衛生事務組合の参加について市長提案が否決になりました。市長はそれを受けて参加する案を撤回し、その10月末の臨時議会で賛成9人、反対4人で可決されました。

今回の御所市と田原本町に五條市が参加する、やまと広域環境事務組合への加入は、本年7月20日の臨時議会の厚生建設委員会で否決され、継続審議となりました。そうして7月30日に臨時議会が開催され、賛成7人、反対6人の1人の差で可決されました。御所市と田原本町の建設計画に途中から新たに参加したいと申し込まれた五條市長の提案に対して、どうして委員会での否決、反対議員の増加、少数の差での可決という状況になっているのでしょうか。

五條市の議会の様子を調べますと、議会の論議の中で、例えば「自分の出したごみは自分が処理するのが原則である」という、当然と言えば当然の意見が出されております。五條市のごみ処理施設「みどり園」は、平成21年、平成22年、平成23年と3年間にわたり4億3,000万円をかけて大規模改修を行い、焼却炉は今後15年は使えると考えられております。そこで、ごみ処理施設「みどり園」のある地元3地区と協定に基づいて平成31年度まで使用をお願いしてはどうかといった意見も出されております。

そして、御所市と田原本町によるごみ処理施設の共同建設に参加するという市長の方針に対して、ごみ処理施設「みどり園」の移転に反対し、見直しを求める要望書が3月5日に、市長、議長宛てに出されるなど、市民の皆さんの関心も高くなっております。

また、仮に広域で建設するとした場合にも、なぜ御所市なのか。これまでも五條市との関係の深い、大淀町、高取町、黒滝村、天川村の南和広域のごみ処理施設の操業期限は平成33年までであり、また、ほかにも吉野広域といった組織がある中で、これまでのつながりから広域で建設するとした場合に、いろんな選択肢がある中で、なぜ御所市なのかと市長の方針に対して強く疑問が出されております。

そして、この問題について住民説明会を開き、市民にきちんと説明すべきであるとの声も五條市でも多く出されております。

これらの動きの中で、五條市議会では昨年10月末の臨時議会で、賛成9人、反対4人でしたが、この7月の臨時議会では、賛成7人、反対6人の1人の差になりました。

このように市議会における反対議員の増加、委員会での否決、少数の差での可決という状況は、議員の皆さんがこの問題について研究し、市民の意見に耳を傾け、市民の目線で、市民のためにどちらが本当にいいのかを判断された結果ではないかと私は考えております。

五條市の市議会の論議を調べて、私は「これは田原本の議会で申し上げてきた私の意見と同じ点が多いな」と感じております。

私は、これまでも広域で警察や消防などつながりの深い天理市などではなく、遠い財政事情の厳しい、なぜ御所市なのか。都合によっては、田原本町で建設することも選択肢ではないか。広域でつくれば安くつくわけですが、そのことにはかえられないメリットがあるのではないかと、これまでも再々意見を述べてまいりました。

先ほど質問いたしましたけれども、五條市も参加し、御所市に建設することになって、環境対策費を支払う対象区域が当初の地元栗阪地区だけではなく、周辺地区に広がっていくなどの動きがある中で、今後田原本町の負担が増えることには本当にならないのか。また遠い御所市に田原本町からごみを搬送しなければならないことに伴う、持ち込みごみや、ごみ収集のサービスの低下が起こらないのか。今後起こり得る東南海地震が起こったときのがれき、あるいはごみなどを遠い御所市まで運ばなければならない、そういった対処をどうするのか。こういった観点からも質問や提案を行ってまいりました。

また、主権者であり納税者である町民の皆様の意思を聞くために、住民投票を行うべきである。また住民の皆様への説明会を行うべきである。また今年の町の連合自治会長会総会で説明会の開催を求める意見が出ており、自治会長会での説明を行うべきであるといった提案をしてまいりました。しかし、寺田町長は住民の代表である町長と住民から選ばれた議会議員が意思決定をし、広域化建設に向けて取り組



んでいることから住民投票を行う必要はない、また考えない、町民の皆さんへの説明は広報等で周知すると答弁しておいでになります。

このように寺田町長は、住民投票など、町民の皆様の意思を聞くことや、また住民説明会などを開催しない理由として、町民の皆様の代表である議員の皆さんの多数決によって決まったものであると主張しておいでになります。

そういった意味でも、今回の御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更についての提案に対する議員の皆様のご賛否は、今後20年から30年、時にはそれ以上になると考えられます長期の清掃工場建設問題に対する田原本町の町政の最大の重要な課題、重要な施策を決定することになると思います。そのため議員としての町民の皆様への責任は大変重いものがあり、当然町民の皆様に対して、議員としての説明責任があると私は考えております。

以上、議第32号に対する反対の意見表明といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。議第32号、御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議第32号、御所・田原本環境衛生事務組合規約の一部変更についての議案は議了いたしました。

よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は公私何かとご多忙の折、ご出席をいただき、また上程されました重要案件につきましては議了いただき、厚く御礼を申し上げます。

まだしばらく暑い日が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分にご留意されまして、ますますご活躍をされますようご祈念をいたしまして閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### 町 長 閉 会 挨拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第1回臨時会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、本臨時会に上程になりました議案につきまして、円滑にご審議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。今後とも議長始め議員各位におかれましては、町政進展のため、格別のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

暑さが一層厳しい時候となっております。議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただきますようお願いを申し上げまして、臨時会閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長                      松本宗弘

田原本町議会議員                      安田喜代一

田原本町議会議員                      森良子

田原本町議会議員                      永井満智男